



営農ウィークリーNEWS

「農薬取締法」ご存知ですよね！

「農薬取締法」：農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

※大幅に改正「農薬取締法」【2003年3月10日施行】 ※改正後、21年が経過！

2002年7月末以降、一部の業者が、登録のない農薬を輸入、販売していた事態が発覚、その当時44都道府県で約270の業者が約4,000戸の農家に10種類の無登録農薬を販売したことが判明。この結果、消費者の国産農産物への信頼を著しく損なっただけでなく、農作物の出荷自粛等の事態を招いた。この事により、【農薬の使用基準】の設定がなされ、農薬の使用に伴って、作物への残留等の問題が発生することを防止するため、農林水産大臣及び環境大臣は、使用者が遵守すべき基準を定めることとし、この基準に違反して農薬を使用してはならないこととなりました。



※農薬使用基準の内容は？⇒農薬の使用は、そのラベルに書いてあることを守るのが基本ですが、特に食用農作物などに対して使用する場合は、農薬の残留が基準値以下となることを確実にするため、①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと②定められた使用量又は濃度を超えて使用しないこと③定められた使用時期を守ること④定められた総使用回数以内で使用する事①～④を遵守義務とし、違反した場合に罰則が設けられています。

※農薬取締法における法律違反の罰則

- ①販売に係る義務違反：3年以下の懲役 100万円以下の罰金・1億円以下の罰金（法人）
- ②使用に係る義務違反：3年以下の懲役 100万円以下の罰金

—TAC information—

※農薬表示ラベル（商品に記載）

農薬散布前は、農薬ラベルを必ず確認！



作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	使用時期	総使用回数	使用方法
かんきつ	ヤマトカイガラムシ、ツノアザミウマ、コナジラミ、アザミウマ、ミミズ、カイロアザミウマ	1,000	30日		
トマト	チャノカイロアザミウマ、アブラムシ	1,000～1,500	2日	3回	
ほくろい	ノオムシ、コナジラミ、アブラムシ	1,000	14日		
とうもろこし	アブラムシ、コナジラミ、アブラムシ	1,500	2日	2回	葉行
とうもろこし	アブラムシ	1,000～2,000	6日		
とうもろこし	アブラムシ	1,000	6日		
とうもろこし	アブラムシ	1,000～2,000	7日		

作物登録はありますか？
 希釈倍数は？
 収穫前日数は？
 使用総回数(成分)は？

農薬を散布したら「防除日誌」への記録も忘れずに。また、栽培履歴の記録と合わせて記帳を行いましょう。

※注意！

竹の害虫・「シナチクノメイガ」の防除に使用できる「農薬」は、※現在ありません。

2024年7月「京たけのこ」栽培ほ場で葉の食害が多く発生していた被害は、「シナチクノメイガ」と農林水産省神戸植物防疫所により同定され、京都府病害虫防除所より、10月1日、「発生予察特殊報」が発表されました。

管内の被害は、京都市西京区から向日市、長岡京市、大山崎町など西山一体の栽培ほ場で発生しており、甚大なものから、軽微なものまで地域差はあるものの全域で被害が確認されています。2024年9月5日には、林野庁、農林水産省が被害調査に訪問され、今後の対策などを近畿農政局、京都府、京都府病害虫防除所、京都乙訓農業改良普及センター、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、JA関係者等で協議を行っているところです。

現在のところ、「京たけのこ」への影響を協議しておりますが、竹の葉への被害は、確認されていますが、地下にできる農作物としての「京たけのこ」に対する被害は、判明しておりません。※今後、土入れ作業時での異変や変化などありましたら、JAまで情報をお寄せください。

また、「シナチクノメイガ」の生態についても詳細に判明しておりませんので、今後、情報提供されてからの防除対策になりますので、ご注意ください。

現在のところ、農作物「タケノコ」に対する病害虫防除の農薬もありません。また、「シナチクノメイガ」を防除する薬剤もありません。※農薬取締法における【使用に係る義務違反：3年以下の懲役 100万円以下の罰金】処罰の対象になります。

※「シナチクノメイガ」の関係については、今後、進展がありましたら、情報提供をさせていただきますので、ご注意ください。

「シナチクノメイガ」は、近年侵入が確認された外来種であり、令和2年に愛知県で初めて発生が確認され、その後、静岡県、山梨県、神奈川県、東京都、千葉県、栃木県、兵庫県及び大阪府で発生が確認されていますが、「タケノコ」への被害は発生していません。

※「シナチクノメイガ」の関係について、不明な点等がありましたら、JAまでお問合せください。

発生予察特殊報 6期第30号
令和6年10月1日

関係各位
京都府病害虫防除所長 (公印省略)

病害虫発生予察情報について
下記のとおり発表しましたので、送付します。

発生予察特殊報第5号

病害虫名 シナチクノメイガ
Eumorphobys eumorphalis (Caradja)

作物名 タケノコ

発生地域 京都府南部(京都市、長岡京市)

1. 発生経過
(1) 令和6年7月、京都市及び長岡京市のタケノコにおいて、葉の捲き及び着床状症状が見られた。葉を確認すると、チョウ目の幼虫や蛹が確認された。採集した幼虫及び蛹を農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、シナチクノメイガと同定された。
(2) 本種は、近年侵入が確認された外来種であり、令和2年に愛知県で初めて発生が確認された。その後、静岡県、山梨県、神奈川県、東京都、千葉県、栃木県、兵庫県及び大阪府で発生が確認されている。

2. 形態及び生態
(1) 本種はチョウ目ツトギ科に属し、成虫は体長30~40mmで、触角は糸状。前翅前縁の先端はゆるく曲がり、雌雄で色が異なる。本種は我が国のメイガ類の中では大型であり、前翅に縦線や斑紋がない。
(2) 雌の前翅は灰褐色で、縁毛は基部が灰褐色となる黄色であるが先端部(a)と後縁部(b)は暗色。後翅は灰褐色で縁毛は前翅同様、基部が灰褐色の黄色(前翅後翅共にまれに黄褐色のものもある)(写真1)。
(3) 雌の前翅は黄褐色で先端付近が幾分ピンクになる(c)。縁毛は雄と同様で、基部が灰褐色の黄色で、先端部(c)と後縁部(d)は暗色。後翅は通常灰褐色で、中央部が淡色となる(写真2)。
(4) 幼虫は、終齢で体長約30mm程度。体色は淡緑色~淡赤白色(写真3)。
(5) 幼虫は葉を縦じわわせてその中で蛹化し(写真4)、のちに成虫となる。

3. 被害の性状
主な寄主はタケノコで、幼虫が葉を加害し、加害された葉は捲きする(写真5)、多発すると、被害がなくなる(写真6)。

4. 防除対策
(1) 令和6年10月1日現在、たけのこ(野菜類)において本種に適用のある農薬はない。
(2) はしめるとよく見回り、本虫や蛹が混ざった葉等を見つけたら、可能な限り除去する。
(3) 本種の発生が見られた場合は、被害者の農業改良普及センター又は病害虫防除所に相談する。



注) 写真1, 3, 4は京都市南部農業改良センター 庶務室提供
写真6 多発した竹林

<参考文献>
(1) 岩下幸平他(2022) 中国南部からの外来種と考えられるメイガ *Eumorphobys eumorphalis* (Caradja, 1925)の日本からの初記録. 繊維通信 300:683-684.
(2) 藤井学他(2023) 外来種シナチクノメイガの食害被害の観察記録. 9号(夏) 53:172-173.
(3) 飯上純多(2024) ヘチマ実害から誘われた蛾類3種の観察例. きーりんはむし 47(1): 68-69.
(4) 横田光邦(2023) 生田緑地におけるシナチクノメイガ *Eumorphobys eumorphalis* (Caradja, 1925) の記録. 川崎市青少年科学館紀要 31:26-27.